

令和8年 第8回

戸田市教育委員会定例会

令和8年8月20日

戸田市教育委員会

第 8 回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料№ 1 のとおり

4 報告事項 別添 資料№ 2 のとおり

5 議事

ページ

（ 1 ）専決処理事項の報告

報告第 9 号 いじめ重大事態について【秘密会】……………【当日配布】

報告第 1 0 号 戸田市教育委員会事務局職員の人事異動について…………… 1

6 その他

（ 1 ）次回の教育委員会の日程（案）

令和 8 年 9 月 1 7 日（木）午前 9 時 3 0 分～

（ 2 ）その他

7 閉 会

報告第10号

戸田市教育委員会事務局職員の人事異動について

氏 名	発 令	発 令 前	備 考
川和田 亨			教育委員会事務局次長 事務取扱
梶山 浩	こども健やか部長	教育委員会事務局参事	昇任 教育委員会事務局次長 事務取扱の解任

9月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名		内 容	時 間	場 所	主管課
1	火						
2	水						
3	木						
4	金						
5	土						
6	日						
7	月						
8	火						
9	水						
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月						
15	火						
16	水						
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月						
22	火						
23	水						
24	木						
25	金		学警連第3回役員会	学校と警察による連携のための会議	15:30～16:30	オンライン	教育政策室
			第2回学校情報マネジメント研修会	学校情報に関する研修会	15:30～16:30	オンライン	教育政策室
26	土						
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						

9月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	行事・講座等		内 容	時 間	場 所	主管課
1	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			修学旅行(戸一小・戸田東小) ～2日				教育政策室
2	水		ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
			林間学校(美谷本小)～4日				教育政策室
3	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			修学旅行(芦原小)～4日				教育政策室
4	金		ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	10:30～11:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
5	土		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの 各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
			ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
			おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:00～15:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			子ども大学とだ	青山学院大学キャンパスツアー ～大学ってどんなところ？こんなところ！～	9:00～17:00	青山学院大学	生涯学習課
			戸田市サイエンスフェスティバル		13:00～16:00	芦原小	教育政策室
6	日		バルシアターとかみとだおはなし会	映画「おばけのてんぷら」と絵本の読み聞かせ	10:30～11:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
7	月		社会体験チャレンジ(新曽中) ～9日				教育政策室
8	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			【市民大学講座】 埼玉大学・戸田市連携講座「埼玉大学の研究を共に学ぼう」	戦前における漢文教育論の一側面 ―平沼騏一郎の議論を中心に	14:00～15:30	市役所大会議室	生涯学習課
			戸田市英語弁論暗唱大会		13:00～16:00	戸田市立教育センター	教育政策室
9	水		ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
			名作映画上映会	名作映画「東京物語」を新曽公民館ホールの大画面で鑑賞する	13:30～16:00	新曽公民館	生涯学習課
			林間学校(戸田南小・笹目東小)～11日				教育政策室
10	木		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			英語でポップスを歌おう	懐かしのオールディーズを中心に楽しく英語の歌を歌います。	14:00～15:30	下戸田公民館	生涯学習課
11	金		赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
			【市民大学講座】 埼玉大学・戸田市連携講座「埼玉大学の研究を共に学ぼう」	星の中で起こっていることを実験室で見るとは？ ―イオン1個を操る方法―	14:00～15:30	市役所大会議室	生涯学習課

日	曜日	行事・講座等	内 容	時 間	場 所	主管課
12	土	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
		図書館映画会	『パイプ』	9:30～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
		英検対策講座		9:00～12:00	戸田市立教育センター	教育政策室
13	日	パルシアターと かみとだおはなし会	映画「おばけのてんぷら」と絵本の読み聞かせ	10:30～11:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
14	月					
15	火	【市民大学講座】 埼玉大学・戸田市連携講座「埼玉 大学の研究を共に学ぼう」	AIで橋を守る時代へ	14:00～15:30	市役所大会議室	生涯学習課
16	水	蕨班英語弁論暗唱大会		13:00～16:00	蕨市民会館	教育政策室
		林間学校(戸第二小)～18日				教育政策室
17	木					
18	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
		【市民大学講座】 埼玉大学・戸田市連携講座「埼玉 大学の研究を共に学ぼう」	デジタル社会における人間の役割 ーソフト情報・裁量・ノイズー	14:00～15:30	市役所大会議室	生涯学習課
		新人陸上二市大会				教育政策室
19	土	みささのおはなしほけっと	絵本の読み聞かせ、手遊びなど	11:00～11:30	美笹公民館親子ふれ	生涯学習課
		新人陸上二市大会				教育政策室
20	日	かみとだおはなし会	こわい絵本や民話の読み聞かせ	10:30～11:30	あいパル2階 和室	生涯学習課
		絵本カフェ ～絵本のちょっとした話～	本をテーマにおしゃべりを楽しむ。テーマ「人魚姫」	14:00～15:30	あいパル2階 キッチンスタジオ	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課
		新人陸上二市大会予備日				教育政策室
21	月					
22	火	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
23	水	ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課
		子ども体験ひろば「まが玉を作ってみよう！」	石を削って古代人のアクセサリー作りを体験する	10:00～12:00	郷土博物館	生涯学習課
24	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		英語でポップスを歌おう	懐かしのオールディーズを中心に楽しく英語の歌を歌います。	14:00～15:30	下戸田公民館	生涯学習課
25	金	みんなでパルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができます。	10:30～11:30	あいパル3階 軽体育室	生涯学習課
		初めての絵手紙	筆や割りばしを使ったぬくもりのある絵手紙の基礎について学ぶ。	13:30～15:30	美笹公民館	生涯学習課
		ちゅうおうとしょかんのおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	11:00～11:30	中央図書館 読み聞かせコーナー	生涯学習課

日	曜日	行事・講座等		内 容	時 間	場 所	主管課
26	土		図書館映画会	『PLAN75』	10:30～	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			【市民大学講座】 防災講座	災害時の防災について考えてみませんか「イツモ防災」	10:00～11:30	新善公民館	生涯学習課
27	日		絵本からはじめよう！ 今日からできる英語多読	やさしい英語の本で、気づけば英語が身についていく	14:00～15:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
28	月						
29	火		託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、 学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
			絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
30	水		初めてのバター入り食パン作り教室	バター入り食パンの作り方を学ぶ。(初心者向け)	13:00～16:30	新善公民館	生涯学習課
			林間学校(喜沢小)～2日				教育政策室

教育委員提案

令和 8 年第 8 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 8 月 2 0 日 (木)

戸田市役所 3 階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

人口動態と学校施設のプランニングについて…………… 1
(教育総務課、学務課)

学校カスタマーハラスメントの対応について…………… 1 1
(教育政策室)

令和8年8月 教育委員提案

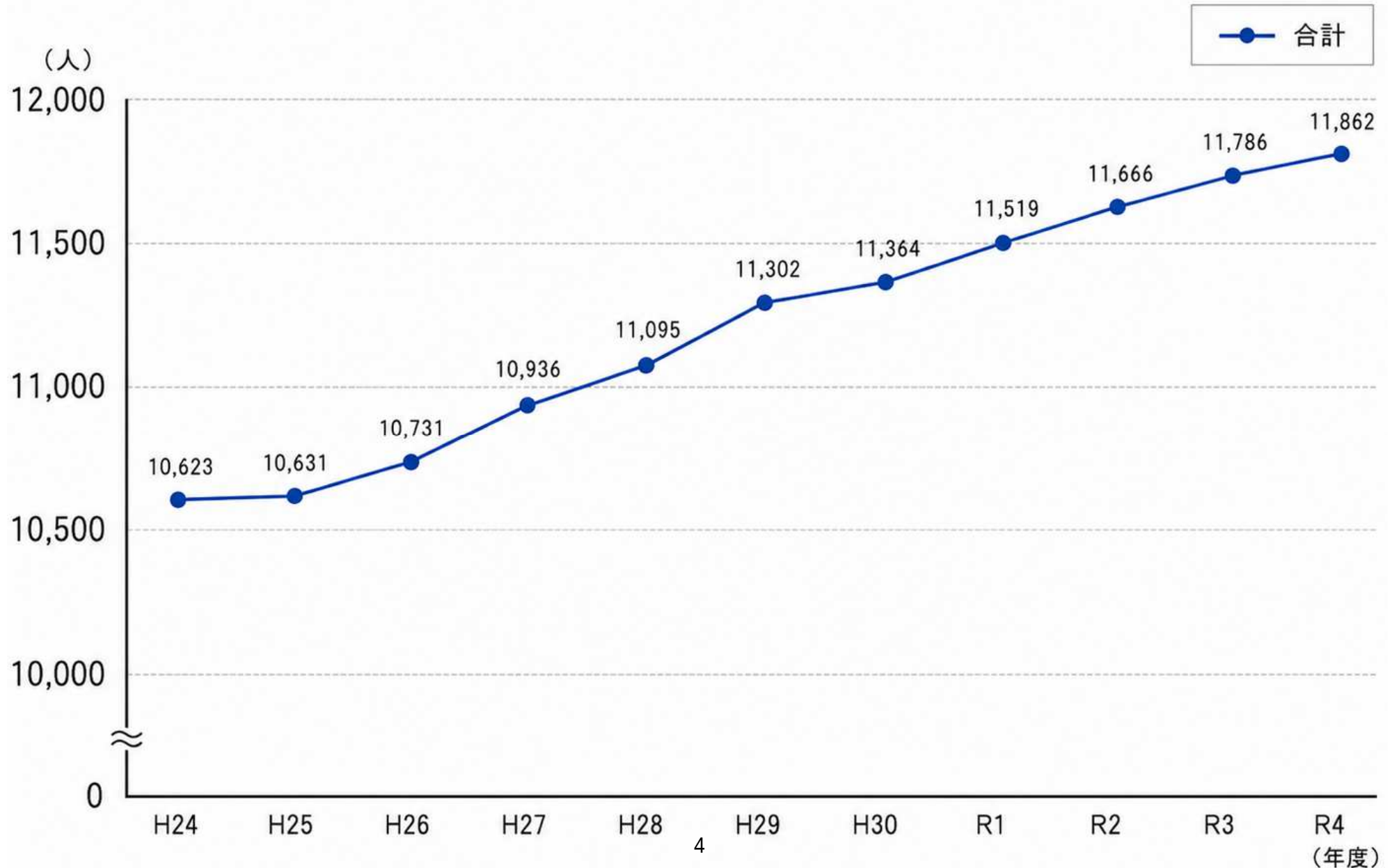
人口動態と学校施設の プランニングについて

戸田市教育委員会事務局
教育総務課₃・学務課

1. 児童生徒数の推移（H24～R4）

各年度5月1日時点
児童生徒数合計

市内の住宅開発を背景に本市の小学校児童数と中学校生徒数は、増加を続けてきた。



2 . 児童生徒数の増加に対する対策

児童生徒の教育環境を守るため、市長部局と連携し対策を進める。

急激な児童生徒数の増加に伴う教室不足を防ぎ、教育環境を守る体制づくり



● 戸田市児童・生徒増対策検討委員会

平成17年に設置し、教育委員会事務局と市長部局が連携し、児童生徒数の推計や住宅開発の動向を共有し、教育環境を守るための対策を検討する。

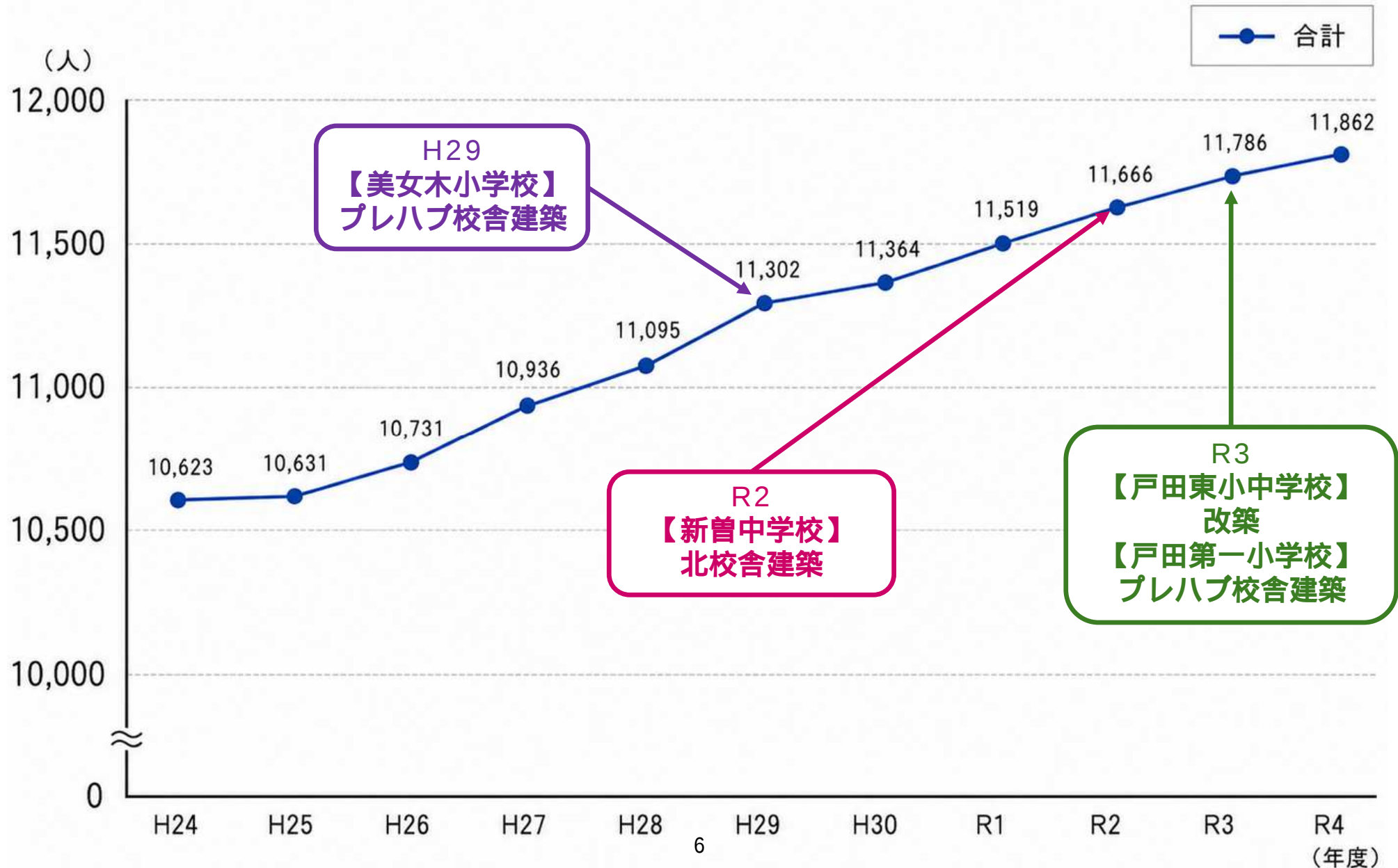
● 戸田市健全な教育環境確保のための住宅開発抑制に関する指導要綱

令和元年に策定し、一定規模以上の住宅開発を行う事業者へ事前協議等を求める。

3 . 校舎の増改築工事の実施状況

各年度5月1日時点
児童生徒数合計

各学校の教室不足に対応するため、手法を工夫しながら校舎整備を進める。



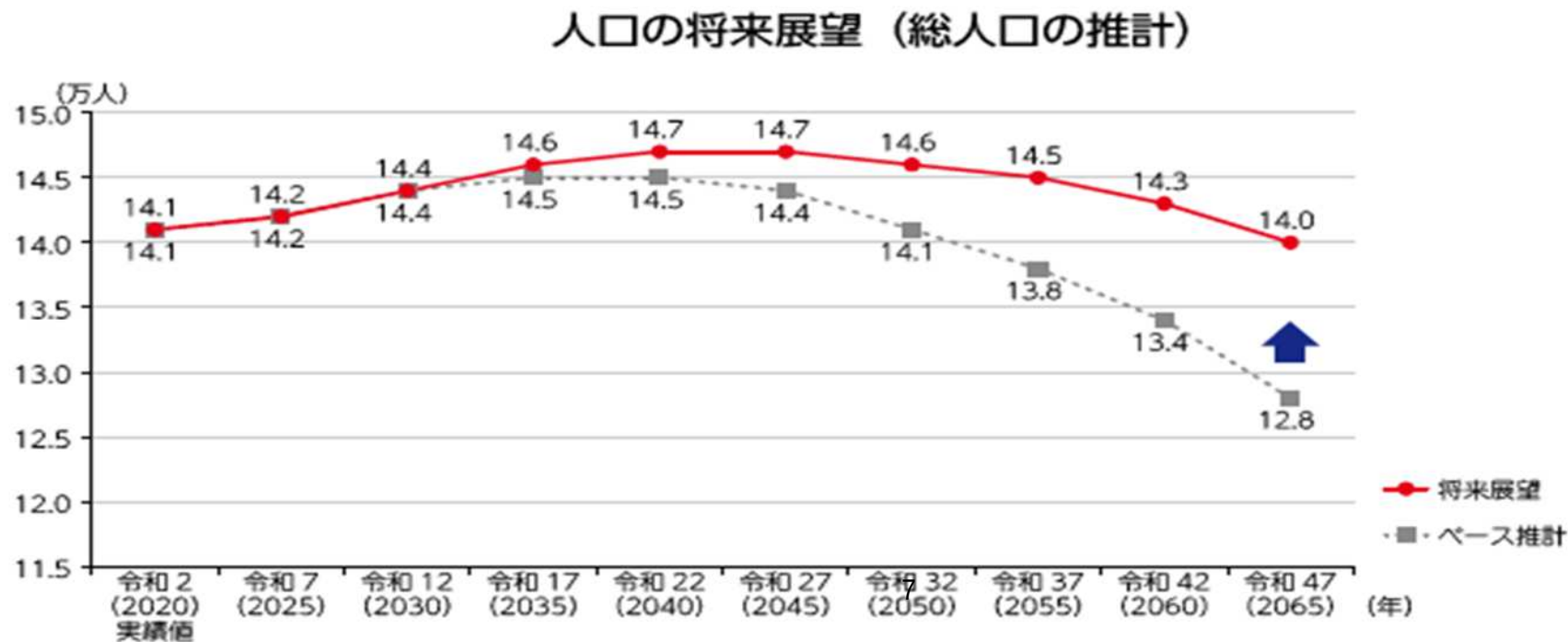
4 . 最新の人口動態

令和8年度から始まる第5次総合振興計画後期計画における人口の将来展望



自然増減(出生 - 死亡数)は
令和5年度から減少に突入

社会増減(転入 - 転出数)も
微増まで低下しつつある



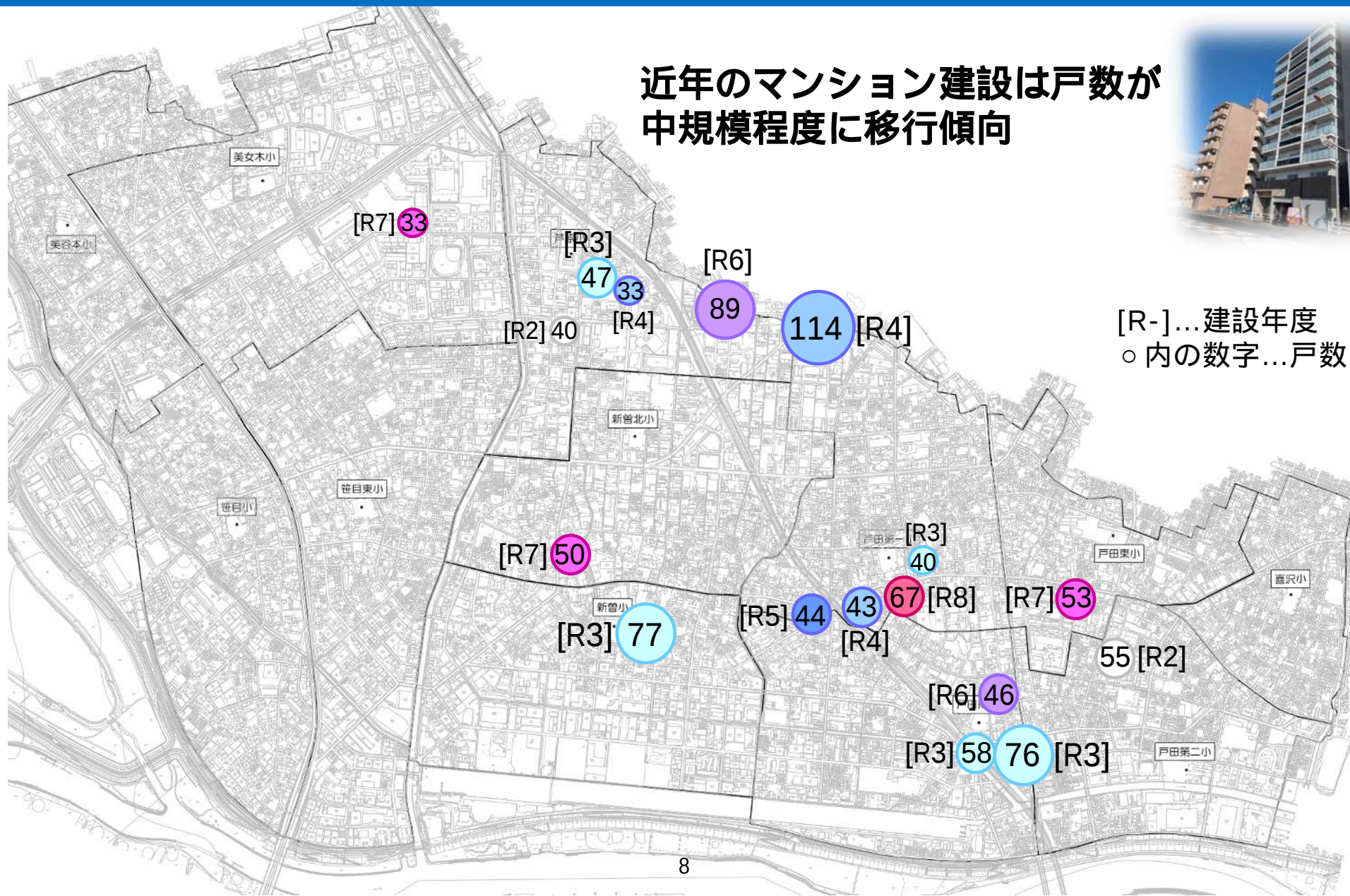
5 . 大規模マンションの建設状況

地価・住宅価格の高騰や建設用地の不足などによりファミリー向け住戸が減少する。

近年のマンション建設は戸数が
中規模程度に移行傾向



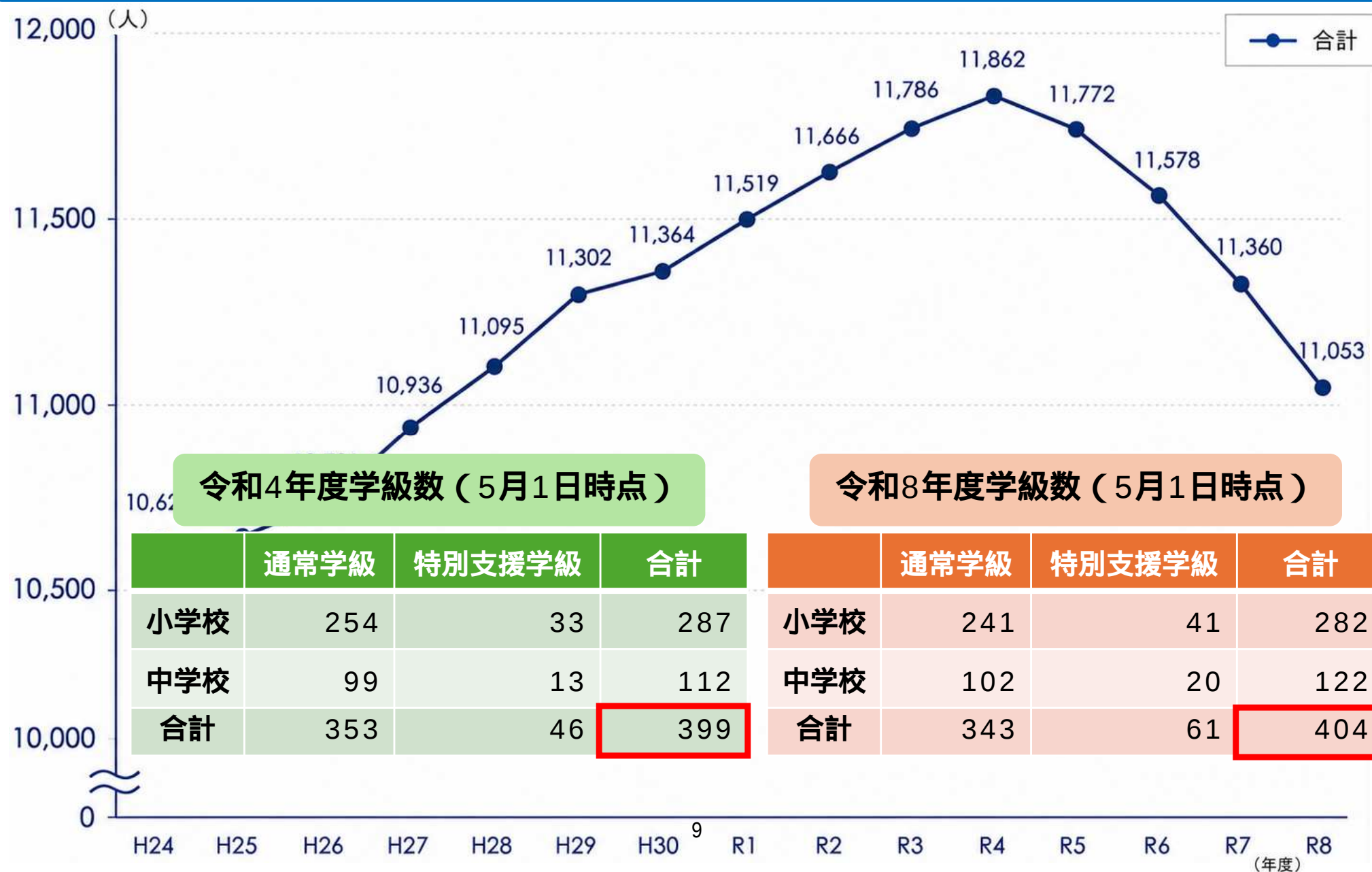
[R-]...建設年度
○内の数字...戸数



6 . 最新の児童生徒数の推移（H24～R8）

各年度5月1日時点
児童生徒数合計

児童生徒数は令和4年度をピークに減少を始めるものの、学級数は減少していない。



7. 学校に求められる様々な機能

子供たちの多様化や社会情勢の変化により、様々なニーズへの対応が求められている。

さわやか相談室



戸田東中学校の様子

ぱれっとルーム/キャンパスルーム

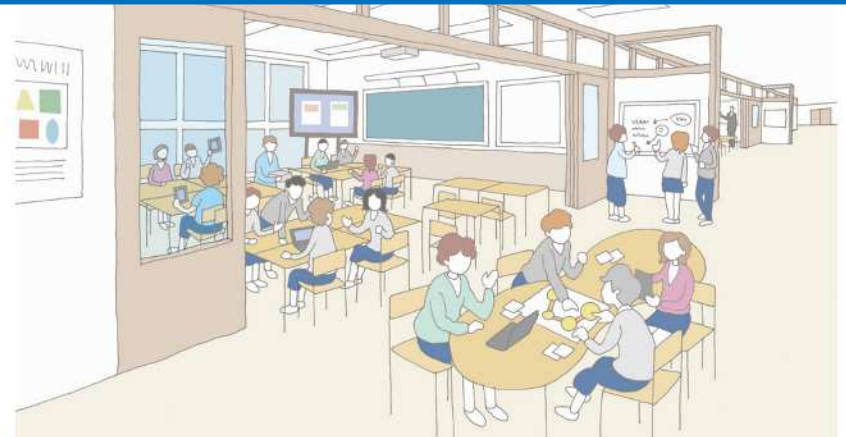


日本語初期指導教室



喜沢小学校の様子 10

多様な学習活動への柔軟な対応



出典「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」
(文部科学省)

8 . 教育的ニーズの変化の状況

教育的ニーズの多様化により、必要な教室・機能が変化している。

これまで



40人学級



一律的な学校教育



通常学級中心の学級編成

これから



35人学級



個別最適な学びの推進



誰一人取り残されない教育

学校に求められる新たな機能・スペース

35人学級



特別支援
学級



通級指導
教室



ぱれっと
ルーム

(小学校不登校支援)



きゃんばす
ルーム

(中学校不登校支援)

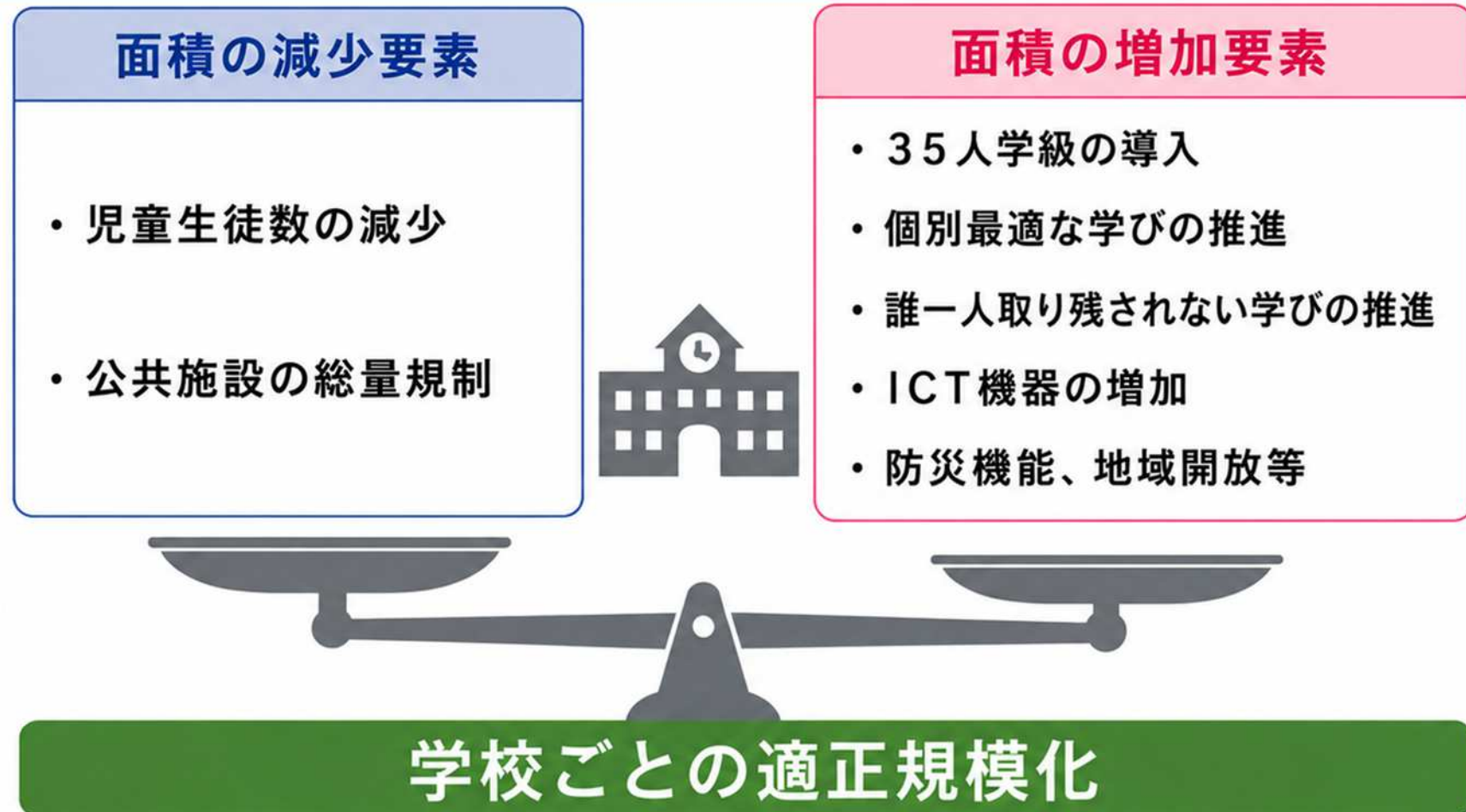


日本語
指導教室



9 . 時代の変化に対応する学校施設のプランニング

“児童生徒数の減少 = 教室需要の減少” とは限らない。



学校施設は、児童生徒数だけではなく、
教育ニーズや地域特性を踏まえて計画する
時代となっている。

学校カスタマーハラスメントの対応について

戸田市教育委員会
教 育 政 策 室

1. カスタマーハラスメントの定義

カスハラ対策法の成立

- 2025年6月、労働施策総合推進法（カスハラ対策法）が改正され、企業や組織に対し、労働者をカスハラから守るための就業環境整備が義務付けられた。
- 商品やサービスの改善を求める正当な申し出（クレーム）は業務上必要なものだが、要求内容自体が理不尽であったり、要求を実現するための手段や態度が不適切である場合はカスハラとみなされる。

次の3つの要件を **すべて満たした場合に「カスタマーハラスメント」と判断されます。**



3つの要件を **すべて満たした場合に「カスタマーハラスメント」と判断されます。**
いずれか1つでも欠ける場合は、カスタマーハラスメントには該当しません。



職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして **社会通念上許容される範囲を超えたもの（顧客等言動）により当該労働者の就業環境が害されること。**

令和8年10月1日の法改正により、これまで**努力義務**だったカスタマーハラスメント対策と求職者へのセクシュアルハラスメント対策が、すべての企業（事業主）にとって**法的義務に引き上げられる。**

1. カスタマーハラスメントの定義

業種や業態により態様は異なるが、厚生労働省の指針では、**社会通念上許容される範囲を超えた言動**の例として、次のような言動が挙げられる。

< 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの >

そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求

- ・ 性的な要求や労働者のプライバシーに関わる要求をすること。

契約等により想定しているサービスを著しく超える要求

- ・ 契約内容を著しく超えたサービスの提供を要求すること。

対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求

- ・ 契約金額の著しい減額の要求をすること。

不当な損害賠償要求

- ・ 商品やサービス等の内容と無関係である不当な損害賠償要求をすること。



< 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの >

身体的な攻撃（暴行、傷害等）

- ・ 殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。



『政府広報オンライン』

1. カスタマーハラスメントの定義

戸田市カスタマーハラスメント対策基本方針 (令和7年9月1日)

○カスタマーハラスメントの定義

「行政サービスの利用者等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の就業環境が害されるもの」と定義します。

【カスタマーハラスメントの判断基準】

- (1) 行政サービスの利用者等の要求内容に妥当性はあるか
- (2) 要求を実現するための手段や態様が社会通念に照らして相当な範囲か

○カスタマーハラスメントへの対応

職員がカスタマーハラスメントに該当する行為を受けた場合は、複数の職員で対応するなど組織的に対応します。

また、状況に応じて警告を行う、対応を中止する、退去を求めるなど毅然とした対応をし、さらに悪質な場合は、警察官の臨場を求めることや、弁護士に相談するなどの法的措置を視野に入れた対応を行います。

○主なカスタマーハラスメント対策

- ・ カスタマーハラスメント対策ガイドラインの策定
- ・ 職員へのカスタマーハラスメント事例の共有
- ・ カスタマーハラスメントに関する相談体制の整備
- ・ 職員用名札の変更
- ・ 研修の実施
- ・ ポスターによる意識啓発
- ・ 通話録音の活用

2. 学校におけるカスタマーハラスメント

厚労省による定義（3要件）

以下の全てを満たすものが「カスタマーハラスメント」と定義される。

- （１）関係者からの言動：顧客、施設の利用者等の事業に関係を有する者の言動であること。
- （２）許容範囲の超過：業務の性質等に照らして、**社会通念上許容される範囲を超えたものであること。**
- （３）就業環境の障害：当該労働者の就業環境を害すること。

戸田市カスタマーハラスメント対策基本方針

カスタマーハラスメントの判断基準

- （１）行政サービスの利用者等の要求内容に妥当性はあるか
- （２）要求を実現するための手段や態様が社会通念に照らして相当な範囲か

厚労省による定義（3要件）や戸田市カスタマーハラスメント対策基本方針と照らし合わせて判断する



「カスハラ」かどうかを瞬時に見極め判断するのは困難である。

判断基準等を共通理解することと同時に、対応に関するルールを徹底する。

- 個人で判断しない**：一人で抱え込まず、必ず複数の教職員や管理職で対応するなど「組織的に対応（判断）する」こと。
- 手段がエスカレートした時点で対応を切り替える**：話し合いの途中で「手段や態様」が度を越えたと複数人で判断した場合、警告を行う、対応を中止する、退去を求めるなど毅然とした対応をとること。

2. 学校カスタマーハラスメント

【2025.11】東京都立川市

- ・保護者との児童間トラブルに関する面談後、その保護者と関係者が学校へ押しかけ、教職員へ暴行を加える。

【2025.9】山口県下関市

- ・保護者が市教育委員会へ「男性教諭らが授業中に女兒をトイレに行かせず、やかましく怒鳴りつけていた」などとする事実無根のメールを送信する。
- ・教諭は、事実確認のための複数回の聞き取りや会議への出席を余儀なくされ、多大な精神的苦痛を受ける。
- ・3万3000円の損害賠償を命じる。（原告は35万円を求めて提訴）

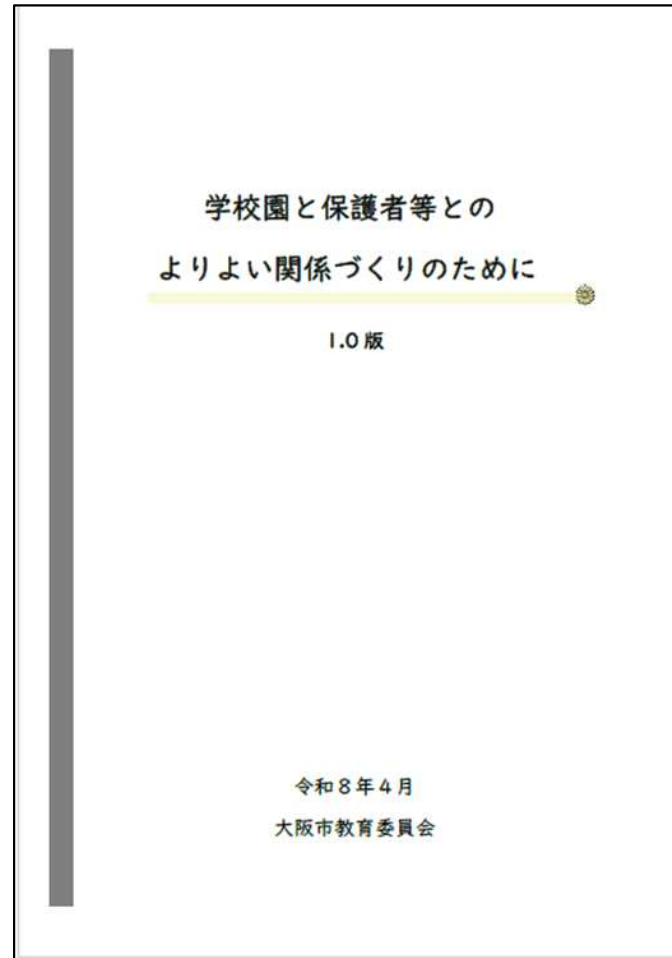
【2018.11】山梨県甲府市

- ・保護者からの強い苦情に対して、管理職が十分な事実確認をせず教諭に謝罪を強いた。裁判所は管理職には教職員を保護する安全配慮義務があるとの判断をする。

【市内学校におけるこれまでの対応例】

- 1対1の対応は原則行わず、複数で対応している。
- 保護者との面談は時間を制限して行っている。

4.学校カスタマーハラスメントへの対応（他自治体）



文部科学省HPに17自治体の事例が公表されている

1 3都道府県教育委員会（青森県・東京都・岐阜県 他）

2 指定都市教育委員会（京都市・広島市）

埼玉県においては、今後県立学校部人事課で学校向けの指針を作成予定¹⁷

4. 学校カスタマーハラスメントへの対応

○仁愛女子高等学校（福井県福井市）

- ・令和7年度「カスタマーハラスメント基本方針」を策定・公開
- ・背景として、令和2年に、国からカスタマーハラスメントに関する対策方針が示された。また、同行単独としてではなく、全国の教育現場において、一部の保護者や外部の人間による「常識を逸脱した言動」が深刻な問題となっている点を背景としている。
- ・学校としては、教職員の人権を尊重し、安心して働ける環境を守ることを目的としている。

○東京都教育委員会「保護者対応ガイドライン」

- ・保護者との面談は平日の放課後に原則30分以内
- ・面談や電話は記録のために原則録音
- ・社会通念を超える言動の保護者には、教職員5人程度で対応
- ・暴力や居座りは警察に通報

過去5年間にカスタマーハラスメントを受けたことがあると回答した教職員は23%（約5人に1人）

教職員側の対応力向上についても、日頃から意見交換などを通じて関係性の構築を求める。

○窓口が教育委員会

- ・奈良県天理市 「ほっとステーション」（教育総合センター内）
- ・静岡県裾野市 学校への電話対応を民間委託
- ・熊本県 学校問題解決支援相談窓口
- ・兵庫県川西市 「オンブズパーソン制度」1999～ 第三者機関が保護者対応



4. 学校カスタマーハラスメントへの対応

学校における保護者等への対応の高度化事業

令和7年度補正予算額

2億円 文部科学省

現状・課題

- 保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が学校運営上の大きな課題であるとの認識の下、経験豊かな学校管理職経験者等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- また、学校現場における電話等による相談・苦情等の連絡対応が、必要以上に教職員の負担になっているとの指摘もあり、学校における働き方改革を加速させる観点からも、案件を外部の機関が一度整理し、その上で場合によっては行政の対応に円滑につなぐことなども可能とするような対応の高度化・効率化が必要。

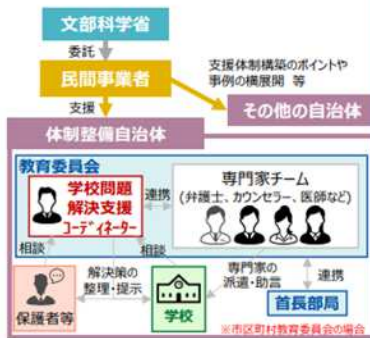
事業内容

①行政による学校問題解決のための支援体制の構築 1億円

民間事業者等に委託し、行政による学校問題解決のための支援体制の構築の取組を行う自治体に対し、他自治体の事例の提示や有識者によるアドバイス等を通じた伴走支援等を行うことにより、各都道府県・市区町村の更なる取組を推進する。

委託内容

- ✓ 都道府県における域内市区町村の行政による学校問題解決のための支援体制構築に向けた支援の実施（小規模市区町村における効果的な体制構築を含む）
- ✓ 実際に取組を行う都道府県・市区町村に対する伴走支援
- ✓ 先進事例を踏まえた行政による学校問題解決のための体制構築に関する事例集等の作成、シンポジウムの開催等による先進事例の全国への普及・展開



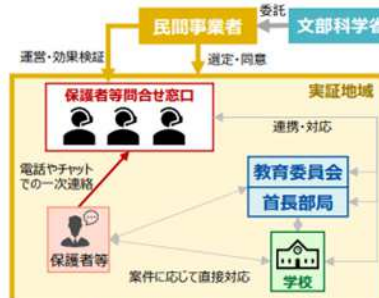
件数・単価 1団体×約100百万円 交付先 民間事業者

②学校における保護者等対応の高度化のための調査研究 0.6億円

民間事業者の選定する実証地域において、教育委員会・学校と連携し、保護者等から学校に対する電話やチャット等による連絡の一義的な対応を民間事業者の運営する問合せ窓口が行い、問合せ内容を整理・分類するとともに、学校における情報共有プロセスを効率化すること等を通じ、学校では対応困難な案件を行政に早期につないでいくことや、学校における働き方改革への影響について調査研究を行う。

委託内容

- ✓ 保護者等から学校への連絡について、一義的な電話連絡やチャット対応の運営
- ✓ 高度化を通じた業務の効率化や対応の高度化の効果検証



件数・単価 1団体×約60百万円 交付先 民間事業者

(担当：初等中等教育局教育職員政策課)

【調査概要】

- ・ 学校への連絡について、一義的に集約し、情報共有プロセスを効率化する。

市内各校

委託された民間事業者
コールセンター

保護者や地域からの
問い合わせ



【調査研究自治体へのヒアリングより】

- ・ 運営に係る費用面に課題がある。（専用ダイヤルの開設・コールセンターの委託等）
- ・ 学校への連絡は減ったが、問合せ窓口からの連絡を各担任等へ振り分ける手間があり、事務職の業務量は増加した。
- ・ 過剰な苦情は問合せ窓口を通すことで、度を越えたものではない状態で対応できる。

4. 学校カスタマーハラスメントへの対応

学校と教師の業務の3分類

令和7年10月15日
教師を取り巻く環境整備特別部会
(第2回)
資料1-2

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

【教師を取り巻く環境整備特別部会（第2回）】

教師を取り巻く環境整備についての議論の中で、「2学校・教師が担う業務に係る3分類」の改訂案を示す。20保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応については「学校以外が担うべき業務」と位置付けた。

5. 学校の困難さと対応

【困難さ】

学校がカスハラ対策を強化していくには、以下の課題があげられる。

- 「正当な要望」と「カスハラ」との線引きが難しく、**重大な問題を見落とすリスク**がある。
- マニュアルを一律で厳格に適用することを重視すると、じっくり話を聞けば納得されたというケースのはずが、事務的にあしらい**不信感を強めてしまう**場合がある。
- 法的・専門的な知識がなければ解決できない「過剰な苦情」や「不当な要求」の多くは、「慰謝料を払え」「担任を今すぐ変えろ」といった教師の手に負えない領域で、**どこまでが法的に正当で、どこからが不当（業務妨害など）なのかを現場が判断するのは困難**な場合がある。

【対応】

- 教師が一人で謝罪の連絡等の対応を行い、対応の長期化が原因で精神的に追い詰められ**本来の業務に支障が出る**。現在は「**学年や学校全体（管理職）の組織で対応する**」ことが必要となる。
- 複数人で対応することで、客観的な視点が入り、カスハラかどうかの判断がしやすくなる。



6. 今後の方向性 / 教育委員会の支援

【国の動向】

○学校・教師が担う業務に係る3分類の改訂

「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応」については、明確に「学校以外が担うべき業務」として位置付けたことなど。

○保護者等対応の高度化事業

民間への窓口委託や、弁護士等の専門家と連携した支援体制の構築を推進している。

○カスハラ防止指針（令和8年10月1日から適用）

- ・事業主の方針等の明確及びその周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるカスハラに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ・職場におけるカスハラへの対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置等

【学校と連携した教育委員会の支援】

○学校と保護者・地域が子供を育てる良好なパートナーとなる支援体制の構築

- ・カスハラ防止指針の策定及び周知
- ・教職員研修の充実（保護者等とのよりよい関係づくり・適切な対応等）
- ・学校運営協議会等を活用した「学校・教師が担う業務に係る3分類」の地域社会への啓発と理解促進

○法的防波堤の構築

- ・専門家（スクールロイヤー）と連携した適切な対応

報告事項

令和 8 年第 8 回教育委員会(定例会)

令和 8 年 8 月 2 0 日 (木)

戸田市役所 3 階 教育委員会室

1 報告事項

ページ

令和8年度第1回戸田市海外留学奨学生について【秘密会】……………	1
(教育総務課)	
美笹中学校の校舎建替えに伴う学校・地域説明会の開催について……………	2
(教育総務課)	
不登校対策に係る動向について……………	3
(教育政策室)	
第33回企画展の開催について……………	1 2
(生涯学習課)	
埼玉大学・戸田市連携講座の開催について……………	1 4
(生涯学習課)	
その他	

美笹中学校の校舎建替えに伴う学校・地域説明会の開催について

戸田市では、老朽化した学校施設の建替えを計画的に進めており、令和9年度から着工予定の美笹中学校校舎建替え工事については、令和6年度に地域や美笹中学校生徒の意見を取り入れ策定した「基本計画」をもとに、現在、工事着手に向けた実施設計に取り組んでいる。

工事期間中においても子供たちの学びを止めることなく、安全で良好な教育環境を確保することを基本として準備を進めており、本年度作成している設計内容を踏まえ、美笹中学校及び美笹中学校区内小学校3校の児童生徒保護者、PTA、町会、近隣住民を対象に説明会を開催する。

1 開催場所

西部福祉センター 3階大会議室

2 開催日程

令和8年9月1日(火) 午後2時～午後3時

令和8年9月3日(木) 午後6時～午後7時

令和8年9月6日(日) 午後2時～午後3時

3 説明内容

上記3日程とも全て同じ内容を説明

- (1) 建替えの経緯について
- (2) 工事期間中の校舎や校庭利用について
- (3) 美笹中学校の新校舎の概要について

4 説明者

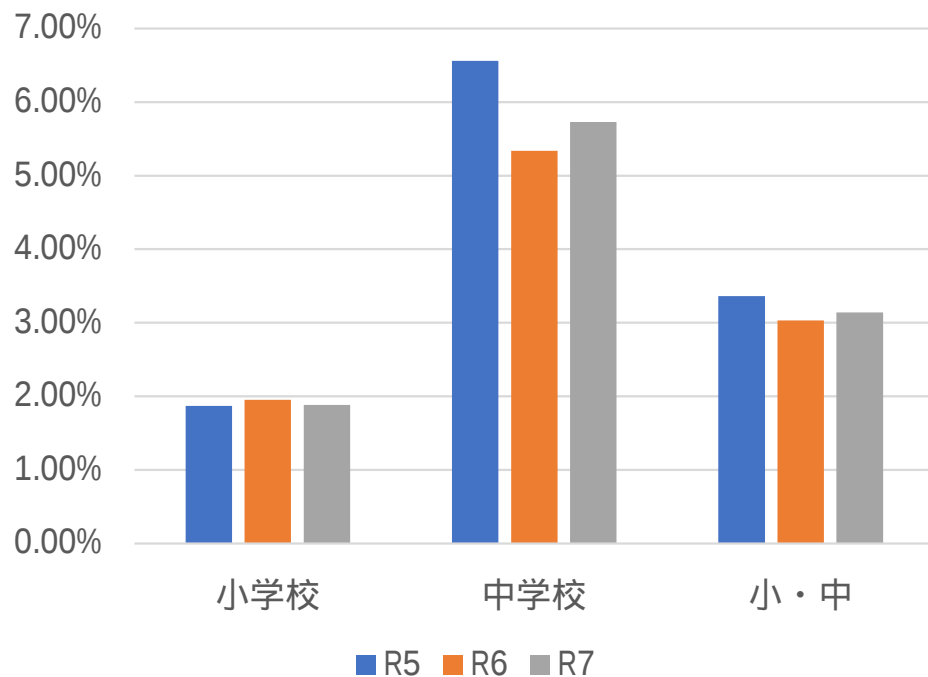
戸田市教育委員会、美笹中学校、戸田市、設計事務所

不登校対策に係る動向について

戸田市教育委員会
教 育 政 策 室

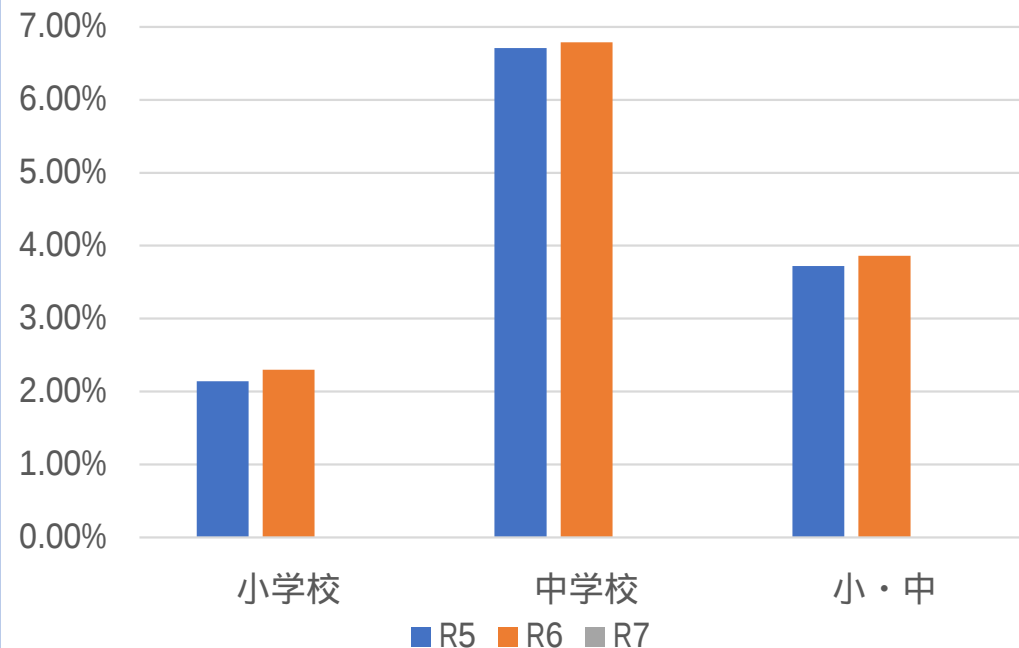
不登校児童生徒数の推移

戸田市の状況



戸田市	R5	R6	R7
小学校	1.87%	1.95%	1.88%
中学校	6.56%	5.34%	5.73%
小・中	3.36%	3.03%	3.14%

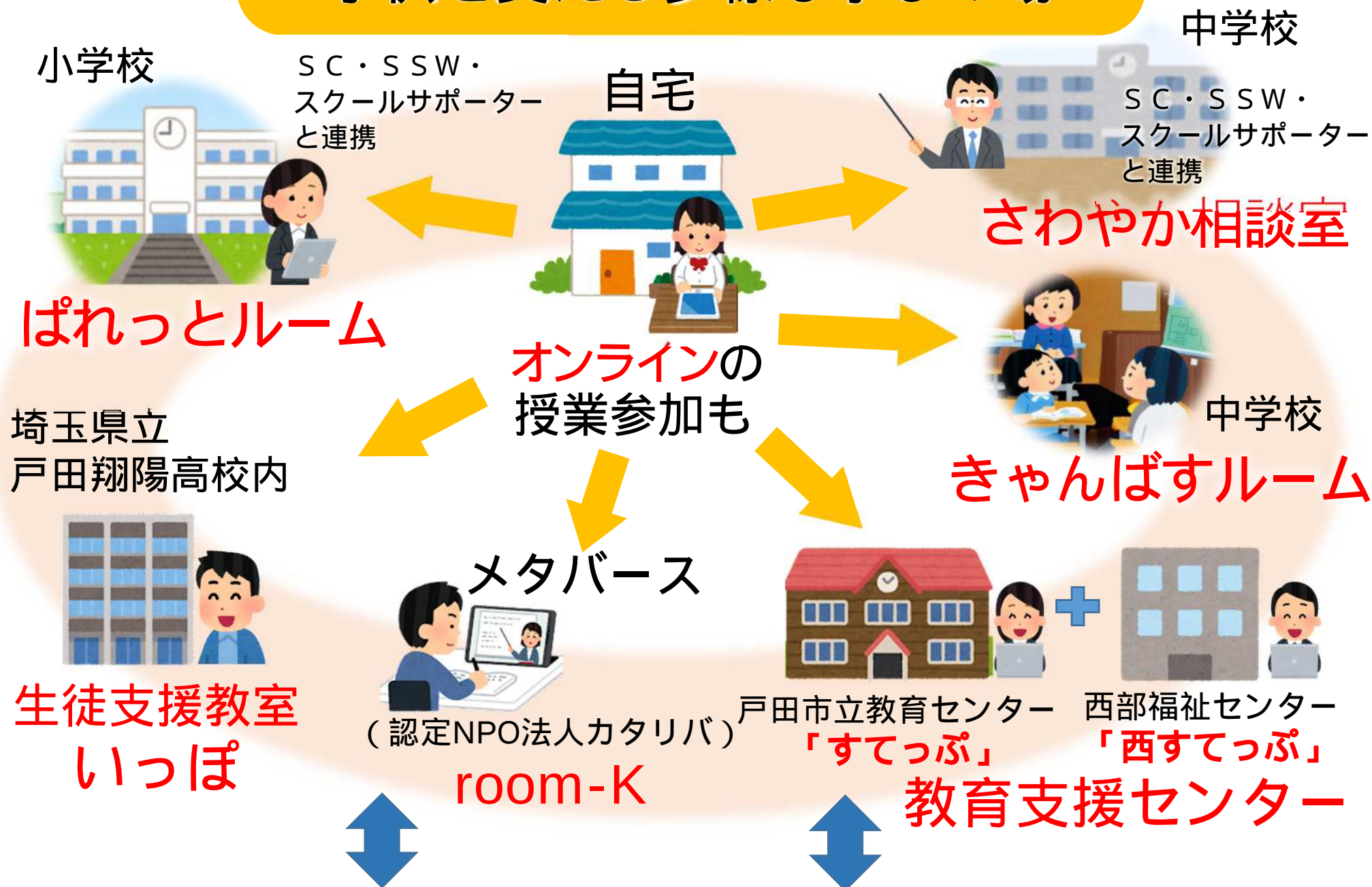
【参考】国の状況



国	R5	R6	R7
小学校	2.14%	2.30%	-
中学校	6.71%	6.79%	-
小・中	3.72%	3.86%	-

R7は10月公表予定

子供を支える多様な学びの場



こども健やか部、こども家庭相談センター等と連携

本市の多様な学びの場について

多様な学びの場の活用状況について

多様な学びの場		R6.7時点	R7.7時点	R8.6時点
戸田型校内 サポートルーム	ぱれっとルーム	83名	54名	100名
	キャンパスルーム		52名	86名
不登校生徒支援室	いっぽ	2名登録	6名登録	10名登録
教育支援センター	すてっぷ	31名登録	16名登録	9名登録
	西すてっぷ	6名登録	6名登録	12名登録
オンライン教育支援センター	room-K	24名登録 (小10名 中14名)	16名登録 (小9名 中7名)	17名登録 (小5名 中12名)

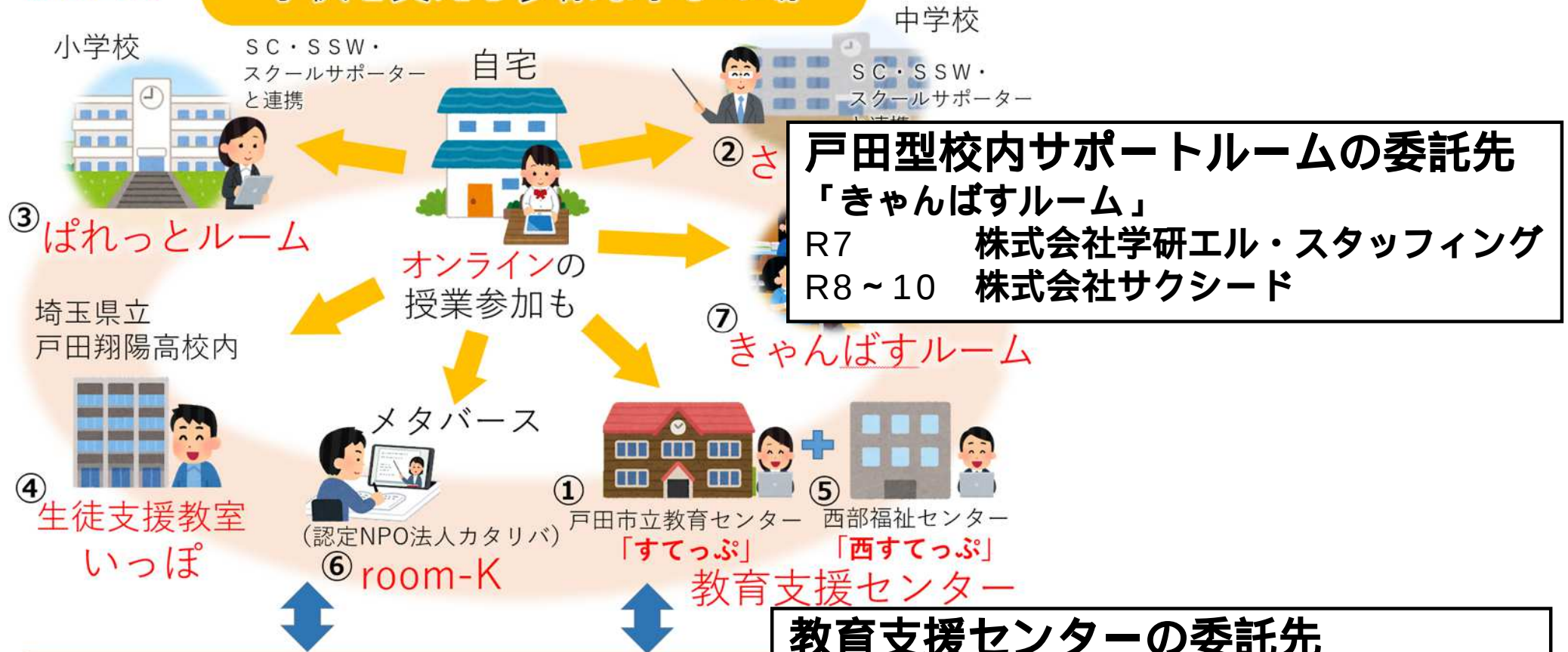
令和6年度、7年度のぱれっとルームについては、7月実施の「ぱれっとルーム児童アンケート」に回答があった人数となっている。

本市の多様な学びの場について

令和8年度の委託先について



子供を支える多様な学びの場



戸田型校内サポートルームの委託先

「きゃんばすルーム」

R7 株式会社学研エル・スタッフィング
R8～10 株式会社サクシード

教育支援センターの委託先

「すてっぷ」

R5～7 株式会社学研エル・スタッフィング

R8～10 東京メンタルヘルス株式会社

「西すてっぷ」

R5～7 株式会社トライグループ

R8～10 株式会社サクシード

こども健やか部、こども家庭相談センター



戸田型校内サポートルーム 「ぱれっとルーム」



戸田型校内サポートルーム 「きゃんばすルーム」

個別の学習スペース



図書や教材



各児童が予定を記入する
ホワイトボード



これまでの取組の中で見られた成果

全ての学校に戸田型校内サポートルームを設置

【通っていた子の保護者の感想】

- ・ 学校の話をしてくれるようになりました。
 - ・ 表情が明るくなりました。
 - ・ 学校で体調不良になることが少なくなりました。
 - ・ 精神的に少し落ち着きました。
 - ・ 学校に行けるようになりました。
- 等

教育支援センター「すてっぷ」「西すてっぷ」

特色1 戸田市の不登校対策の拠点

不登校支援の専門的知見を活用した教室運営
居場所、学習に適した環境の整備
不登校支援の専門家による教育相談
教育相談コーディネーター・SSW・SCとの連携
総合的な不登校対策会議・教員研修運営支援

特色3 不登校児童生徒の保護者支援

保護者の希望に応じた専門家による教育相談
「保護者とともに不登校について考える会」協力
すてっぷ通級状況を踏まえた保護者会の実施

特色2 一人一人に応じた支援プログラム

不登校児童生徒に適したカリキュラム編成
豊かな情操と社会性を育む体験活動
(農業・体育・調理・絵手紙作成・茶道 等)
個々の可能性を伸ばす先進的な学びの支援
(プログラミング・STEAM教育)

特色4 アウトリーチ型支援の実践

教育相談コーディネーター、校長、家庭との連携
保護者の希望に応じた家庭訪問支援の実施
個に応じた学習や生活支援プログラムの実施

不登校生徒支援室「いっぽ」

これまでの取組の中で 見られた成果

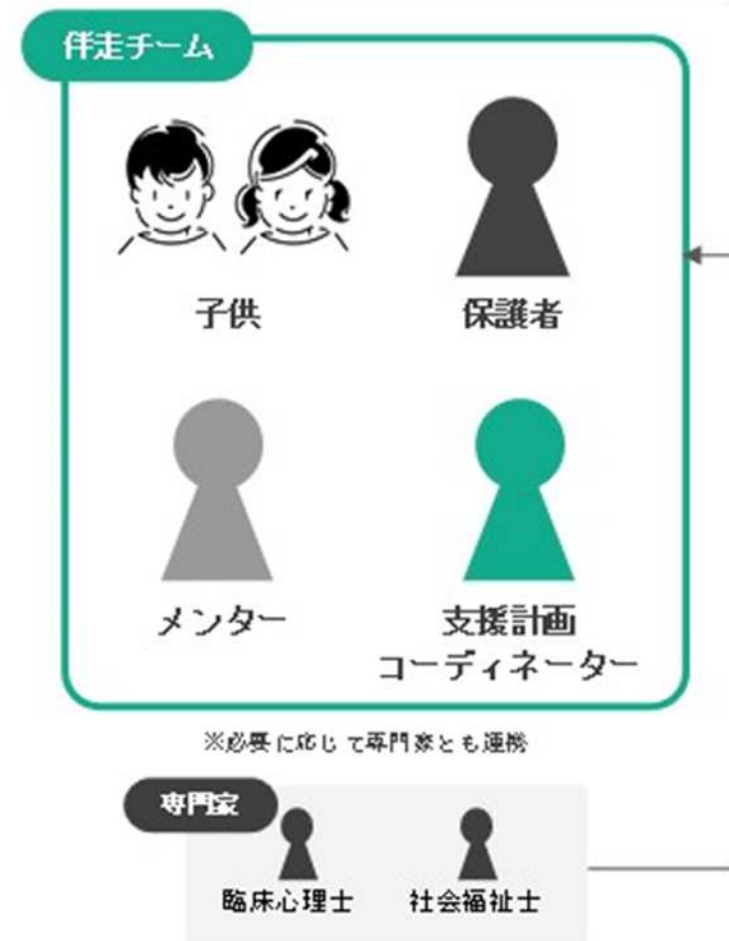
学校外での学びの場として
教育支援センターを設置



【通っていた子の変容】

- ・学校と「いっぽ」を併用することで、自分の学習のペースをつかみ、学校へ通えるようになった。
- ・高校内で実際に生活したり、高校生から話を聴いたりすることを通して、着実な進路決定につながった。 等

オンライン教育支援センター「room-K」



これまでの取組の中で見られた成果

オンライン教育支援センターを設置

【通っていた子の保護者の感想や子供の変容】

- ・オンラインで他者と繋がる様子を見て安心できたし、実際に他の学びの場の子供や先生たちと接するようになったことをうれしく思っています。
- ・毎週の支援計画コーディネータとの面談が、大変ありがたかったです。
- ・毎週のメンターからの支援を受けながら、学校にも登校できるようになった。 等

不登校について考える会について

シンポジウムの開催について

(1) 不登校について考える会～一人ひとりを大切に～

令和4年度から不登校児童生徒を支える周りの大人たちの様々なニーズに合わせ、3部構成で実施している。

(第1部 基調講演、第2部 シンポジウム、第3部 個別相談会)

開催日	演題	講師	参加人数
R6.10.12	不登校と定時制を経験して ～ 不登校経験のその先にあるもの～	文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課法規係 藤井 健人 様	104名
R7.10.11	不登校の子ども心の支援 - 多様な育ちと学びのかたち -	跡見学園女子大学心理学部 臨床心理学科 教授 新井 雅 様	104名
R8.10.17	不登校の心理と保護者の関わり方	跡見学園女子大学心理学部 臨床心理学科 教授 小栗 貴弘 様	

令和7年度のアンケート結果

基 調 講 演 : とてもよかった+よかった = 100%

シンポジウム : とてもよかった+よかった = 90%

個別相談ブース : とてもよかった+よかった = 100%

第 3 3 回企画展の開催について

第 3 3 回企画展 開催要項

- 1 展示名称 「戸田市のあゆみ～市制60年をむかえて～」
- 2 開催趣旨 2026（令和8）年10月1日、戸田市は市制施行60年を迎える。

戸田市は、荒川下流域の低湿地帯にあり、現在でこそ交通の便もよくマンションや倉庫が多く立ち並ぶ街だが、古くは荒川での漁撈や渡船、農業等を行っていた。江戸時代にあった6か村（上戸田村・下戸田村・新曽村・惣右衛門村・下笹目村・美女木村）は、1889（明治22）年の町村合併によって戸田村、笹目村、美谷本村の3村へ、戦前は戸田町・美笹村、1957（昭和32）年に戸田町となり、1966（昭和41）年埼玉県で24番目の市となる戸田市が誕生した。

本展示では、戸田市の変遷や、2016（平成28）年以降に受け入れた資料を中心に、ここ10年間に起こった特徴的なできごとである新型コロナウイルス感染症の流行、東京2020オリンピック開催における戸田市の取り組み等を見ていく。
- 3 開催期間 令和8年10月1日（木）～11月15日（日）【44日間】
期間中休館日：10月26日（月）、11月9日（月）
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階 特別展示室
- 5 主 催 戸田市立郷土博物館
- 6 展示構成 第1章 戸田の変遷～村から町になるまで～
第2章 戸田市誕生
第3章 2016年以降の主なできごと～新型コロナウイルス感染症流行、東京2020オリンピック開催と戸田市の取り組み～
- 7 入 場 料 無料
- 8 警備態制 開館時：常設展示室監視員とは別に特別展示室監視員1名の配置、図書館・郷土博物館全館の警備員による定期巡回
- 9 印 刷 物 ・ポスター（A3判、片面カラー）
・リーフレット（A4判、両面カラー）

- 10 広報活動
- ・ポスター掲示（町会・自治会掲示板、小中学校、公共施設、他の博物館等施設、市内郵便局 9 店舗）
 - ・リーフレット配布（公共施設、他の博物館等施設）
 - ・館ホームページ、館内掲示の充実
 - ・イベント関連サイトでの情報提供（日本博物館協会、埼博連）
 - ・ソーシャルメディアでの情報提供[X、Facebook、LINE]
- 11 展示企画 生涯学習課郷土博物館担当
- 12 関連事業 第 3 3 回企画展展示解説
- 日程：令和 8 年 1 1 月 8 日（日）午後 2 時～ 2 時 4 0 分
- 会場：戸田市立郷土博物館 3 階 特別展示室
- 対象：どなたでも（事前申込不要）



Saitama University
埼玉大学

市民大学講座報告事項
**埼玉大学の研究
を共に学ぼう！**



**戸田市
連携講座**

第1回 9月8日(火)午後2時～3時30分

戦前における漢文教育論の一側面
— 平沼騏一郎の議論を中心に

埼玉大学大学院人文社会科学研究科
教授 西山 尚志 氏

漢文教育の必要性は、現在もたびたび議論の対象となっています。本講演では、明治期から終戦までの日本における漢文教育論の展開を、検事から総理大臣となった平沼騏一郎（1867～1952）を議論の中心にして考えます。

第3回 9月15日(火)午後2時～3時30分

AIで橋を守る時代へ

埼玉大学大学院理工学研究科
准教授 党 紀 氏

人口減少、技術者の高齢化時代で、危険な現場でAIやドローン、3D技術を活用して、地震、洪水、老齢化による橋などのライフラインの損傷を見つけて診断する最新技術をわかりやすく紹介します。

第2回 9月11日(金)午後2時～3時30分

星の中で起こっていることを実験室で
見るには？— イオン1個を操る方法 —

埼玉大学大学院理工学研究科
教授 山口 貴之 氏

私達の身の回りの物質を形作る小さな原子。その中心には芯となる原子核が存在します。この極微の世界の物理現象が、実は夜空の星々を輝かせています。最新の研究は原子核と広大な宇宙、2つの異なる世界の物理学を結びつけます。

第4回 9月18日(金)午後2時～3時30分

デジタル社会における人間の役割
— ソフト情報・裁量・ノイズ —

埼玉大学大学院人文社会科学研究科
教授 長田 健 氏

急速なデジタル化のもと、銀行の存在意義を問い直す研究が進んでいます。最先端の金融研究を手掛かりに、ハード・ソフト情報の観点から、デジタル時代における銀行、そして人間の役割について考えます。

会場：戸田市役所5階大会議室 対象：市内在住・在勤・在学者

定員：①会場60名 ②オンデマンド受講(期間限定、申込者限定公開)

申込方法：申込フォーム(下記URL・二次元コード)・電話・ ※8月3日申込開始

<https://www.city.toda.saitama.jp/ques/questionnaire.php?openid=1073>

※受講にあたり、配慮が必要な方はお申し出ください。

問合せ：戸田市民大学事務局(教育委員会 生涯学習課内)

電話 048-441-1800(内線308) メール simin-daigaku@city.toda.saitama.jp

